

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあっては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年12月2日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	JR町田駅ビル
2 店舗所在地	町田市原町田六丁目1番11号
3 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
4 設置者住所	渋谷区代々木二丁目2番2号
5 変更前的小売業者の氏名又は名称	株式会社シップス ほか47名
6 変更後的小売業者の氏名又は名称	株式会社ジョンマスター&ガニックグループ ほか45名
7 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社MTG ほか14名
8 変更前的小売業者の住所	愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番（株式会社MTG） ほか
9 変更後的小売業者の住所	愛知県名古屋市中村区本陣通四丁目13番（株式会社MTG） ほか
10 変更前的小売業者の代表者名	小林 義雄（タリーズコーヒージャパン株式会社）ほか
11 変更後的小売業者の代表者名	内山 修二（タリーズコーヒージャパン株式会社）ほか
12 変更日	令和7年6月1日ほか
13 届出日	令和7年10月28日
14 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
15 縦覧期間	令和7年12月2日から令和8年4月2日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
16 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	スーパービバホーム東久留米店
2 店舗所在地	東久留米市上の原二丁目二番地 ほか

3 設置者名	株式会社 S M B C 信託銀行
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目3番2号
5 変更日	令和7年5月29日ほか
6 届出日	令和7年11月17日
7 縦覧場所	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-61-144
8 縦覧期間	令和7年12月2日から令和8年4月2日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
1 店舗名	多摩センターハイツビル
2 店舗所在地	多摩市落合一丁目46番地1
3 設置者名	新都市センター開発株式会社
4 設置者住所	多摩市鶴牧一丁目24番地1
5 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ユニクロ ほか4名
6 変更前の小売業者の住所	山口県山口市佐山717番地1（株式会社ユニクロ）ほか
7 変更後的小売業者の住所	山口県山口市佐山10717番地1（株式会社ユニクロ）ほか
8 変更前の小売業者の代表者名	八木 富美（株式会社エース）
9 変更後的小売業者の代表者名	油山 哲也（株式会社エース）
10 変更日	令和7年5月16日ほか
11 届出日	令和7年11月18日
12 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
13 縦覧期間	令和7年12月2日から令和8年4月2日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
14 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	多摩ニュータウン永山センター
2 店舗所在地	多摩市永山一丁目4番地
3 設置者名	新都市センター開発株式会社
4 設置者住所	多摩市鶴牧一丁目24番地1
5 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友 ほか36名
6 変更後的小売業者の氏名又は名称	株式会社西友 ほか35名

7 変更を行った小売業者の氏名又 株式会社西友 ほか3名
は名称

8 変更前の小売業者の代表者名 大久保 恒夫（株式会社西友） ほか

9 変更後的小売業者の代表者名 櫻木野 仁司（株式会社西友） ほか

10 変更日 令和7年7月1日ほか

11 届出日 令和7年11月18日

12 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二
丁目8番1号）

13 縦覧期間 令和7年12月2日から令和8年4月2日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）
に定める休日を除く。

14 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午か
ら午後1時までを除く。